



発行 新潟県

号外 1

令和2年3月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 283 道路の区域変更 (道路管理課)
- 284 道路の供用開始 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|--------------------|-------------|
| 南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで | 新 | (A) 7.0~22.0メートル | 6,633.6メートル |
| 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで | | (B) 12.0~63.0メートル | 7,675.4メートル |
| 加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで | | (C) 28.1~129.0メートル | 734.8メートル |
| 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで | | (D) 15.6~163.8メートル | 1,001.6メートル |
| 加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで | | (E) 14.0~37.8メートル | 547.2メートル |
| 三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで | | (F) 15.2~47.0メートル | 686.6メートル |

| | | | |
|---|---|--------------------|-------------|
| 三條市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで | | (G) 17.0～48.8メートル | 43.8メートル |
| 三條市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで | | (H) 15.0～31.2メートル | 131.2メートル |
| 三條市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで | | (I) 17.8～43.2メートル | 522.8メートル |
| 三條市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで | | (J) 17.0～47.4メートル | 503.8メートル |
| 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで | | (K) 14.9～48.0メートル | 755.8メートル |
| 新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで | | (L) 13.4～30.0メートル | 877.0メートル |
| 南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで | 旧 | (A) 7.0～22.0メートル | 6,633.6メートル |
| 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで | | (B) 12.0～63.0メートル | 7,675.4メートル |
| 加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで | | (C) 28.1～129.0メートル | 734.8メートル |
| 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで | | (D) 15.6～163.8メートル | 1,001.6メートル |
| 加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三條市下保内字六反田74番1まで | | (E) 14.0～37.8メートル | 547.2メートル |
| 三條市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで | | (F) 15.2～47.0メートル | 686.6メートル |
| 三條市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで | | (G) 17.0～48.8メートル | 43.8メートル |
| 三條市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで | | (H) 15.0～31.2メートル | 131.2メートル |
| 三條市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで | | (I) 17.8～43.2メートル | 522.8メートル |

| | | |
|---|-------------------|-----------|
| 三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで | (J) 17.0～47.4メートル | 503.8メートル |
| 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1942番1 まで | (K) 14.9～48.0メートル | 755.8メートル |
| 新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで | (L) 13.4～62.0メートル | 877.0メートル |

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)及び(L)は、関係図面に表示する敷地の部分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線及び県道村松田上線と重用

◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月22日

新潟県知事 花角 英世

1 路線名 一般国道 403号

2 供用開始の区間

新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで

3 供用開始の期日 令和2年3月22日